

有効期間満了日 令和13年3月31日  
熊生環第94号  
令和7年2月7日

銃砲又はクロスボウに係る許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）

見出しのことについては、「銃砲又はクロスボウに係る許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）」（令和4年3月28日付け熊生環第259号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところ、この度、別添警察庁通達「銃砲又はクロスボウに係る許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丁保発第14号）が発出されたため、令和7年3月1日から同通達に基づいて運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「銃砲又はクロスボウに係る許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。